

重複障害者等に関する教育課程の取扱いはどのようなことか。

重複障害者等に関する教育課程の取扱いの示し方は

- ① 従前の「重複障害者等に関する特例」を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とした。
- ② 授業時数の取扱いも第2節第5においてまとめて示した。
- ③ 弾力的な教育課程の編成について、取扱いごとに5項目に分けて示した。

教育課程編成の取扱いの具体的な内容等は

① 障害の状態により特に必要がある場合

- 特に必要がある場合は、各教科及び外国語の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
例：視覚障害者の保健体育のバスケットボール，聴覚障害者の理科の音に関する学習など
- 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができる。
例：小学部4学年の社会・理科の目標や内容の一部→生活科の目標や内容の一部に
- 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができる。
- 中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- 小学部・中学部の児童生徒に対しては幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

② 重複障害者の場合

- 知的障害を併せ有する者については、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科に代替する場合、小学部において外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。また、中学部においては、外国語科を設けないことができる。
- 障害の状態により特に必要がある場合は、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容の一部を、又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。この場合、道徳及び特別活動の目標と内容の全部を自立活動に替えることはできない。

③ 訪問教育の場合

- 訪問教育の場合、上記①、②に示された教育課程によることができる。